〇連絡先・提出先　S0810106@section.metro.tokyo.jp

※令和８年９月 24 日以降のお問い合わせ、ご相談については、上記アドレスあてにメールでお問い合わせ下さい。

〇よくあるお問い合わせ内容

お問い合わせ内容	回答
登録要件である東京都の入札参加資格はどうすれば取得できますか？	東京都の入札参加資格を取得するためには、資格審査の申請をしていただく必要があります。詳細な手続きにつきましては、東京都ホームページ（https://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/qer/index.jsp）をご参照ください。
東京都の入札参加資格の業種に、一般土木工事や水道施設工事などのがなくとも、プログラムへの登録は出来るのでしょうか？	東京都の入札参加資格を有している企業であれば、プログラムの登録は可能です。業種・営業種目は問いません。
登録要件（2）の「平成 20 年度以降にＪＩＣＡ案件を受注した実績があること」は元請け実績に限られるのですか？ また、製品供給実績は、受注実績に含まれますか？	東京都の入札参加資格がない企業についても、平成 20 年度以降に海外におけるＪＩＣＡから受注した元請け実績がある場合、登録いただけます。なお、下請けの実績のみでは登録いただけません。また、元請けであれば、海外における製品供給実績も受注実績に含まれます。
登録要件（3）の日本国外の営業拠点等について、「今後設置する予定があること」とは、どの程度の具体性が求められますか？	今後の設置予定が経営計画、プレスリリース等の公表資料で客観的に確認できるかによって判断させていただきます。
子会社が国外事業所を有している場合、プログラムへの登録は出来ますか？	子会社が国外に事業所又は営業拠点を有している場合でも、登録いただけます。ただし、国外事業所を有する子会社が、他企業との合弁会社などの場合については、個別に判断しますので、事務局にご相談ください。
登録要件（4）の「海外水道事業の案件に自ら積極的に参画する意思があること」とありますが、どのように確認するのですか？	登録申込書（様式 3）の記載内容等によって、海外水道事業の案件の受注を目指す意思を確認させていただきます。
企業連合（コンソーシアム）の形態で、プログラムへの登録は出来ますか？	企業連合（コンソーシアム）の形態でのプログラムへの登録はできません。企業連合（コンソーシアム）を構成する全ての企業に個別に登録していただくか、または代表となる企業に登録していただくことになります。
プログラムを通じて得られた情報を子会社やパートナー企業へ提供することはできますか？	支援対象企業以外の第三者となる子会社やパートナー企業への情報提供は、原則として認められませんので、ご注意願います。ただし、案件の受注に向けたコンソーシアムを編成するなどの特段の事情が発生した場合については、個別にご相談ください。
登録内容（企業名、代表者名等）に変更があった場合は、どうすればよいですか？	登録内容に変更が生じた際は、必要な手続をお知らせしますので、速やかに事務局までご連絡ください。
登録を抹消したいのですが、どうすればよいですか？	登録の抹消に必要な手続きをお知らせしますので、速やかに事務局までご連絡ください。なお、登録を抹消する理由について、差し支えない範囲でご回答いただけますよう、ご協力をお願いします。